

法と情報雑誌第2巻の正誤

以下のとおり誤りがありました、お詫びして訂正します。

法と情報雑誌2巻3号164頁 第4条第2項柱書

正 「第1項に示す条項を遵守する限り」

誤 「ただし、第1項に示す条項は、以下を遵守するものとする」

法と情報雑誌2巻4号344頁 第55条第4項

正 「官吏及びその他の職員」

誤 「執務室及びその他の職員」

法と情報雑誌2巻4号275頁 前文(15)

正 「個人データが記録保存される期間」

誤 「個人データが記録保存される機関」

法と情報雑誌2巻4号301頁 第4条第1項(b)

正 「公共の利益におけるアーカイブの目的」

誤 「公共の利益における諸目的」

法と情報雑誌2巻4号301頁 第4条第1項(e)

正 「公共の利益におけるアーカイブの目的」

誤 「公共の利益における諸目的」

法と情報雑誌2巻4号306頁 第10条第2項(j)

正 「科学調査もしくは歴史調査の目的または統計の目的」

誤 「科学調査もしくは歴史調査の目的」

法と情報雑誌2巻5号第2分冊表紙

正 「[参考訳・改訂版]」

誤 「[参考訳・参考訳]」

法と情報雑誌2巻5号146頁末尾(第5項の訳落ち)

5. 求められる範囲内で、データ保護責任者は、他の活動から解放される。データ保護責任者及び条約の第287条が適用される彼または彼女の職員は、彼らの職務の過程で彼らが入手した情報または文書を漏らすことを要求されない。

法と情報雑誌2巻5号379頁 段落512行目

正 「想定協定」

誤 「想定協約」

法と情報雑誌2巻5号385頁 段落90 下から2行目

正 「比較衡量」

誤 「比較考量」

法と情報雑誌2巻5号391頁 段落1221行目

正「条文」

誤「十分」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 397 頁 段落 152 1 行目

正「第 5 に」

誤「第五に」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 397 頁 段落 152 下から 1 行目

正「通常の」

誤「通の」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 400 頁 段落 160 同頁の上から 2 行目

正「不服審判局」

誤「不服審査局」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 400 頁 段落 160 同頁の上から 2 行目末尾から

正「不服審判局」

誤「不服審議局」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 402 頁 段落 171 同頁の下から 3 行目

正「第三国」

誤「第 3 国」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 403 頁 段落 175 2 行目

正「減少」

誤「現象」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 403 頁 段落 178 4 行目末尾から

正「保有していない」

誤「保有していあい」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 414 頁段落 231 下から 3 行目

正「いないが、一方、当該行為は、従って、憲章第 7 条及び第 8 条の保障する基本権への介入が厳格に必要な範囲内に限定されていると考えるのは不可能であることを意味する。」

誤「はおらず、したがって、憲章第 7 条及び第 8 条の保障する基本権への介入が厳格に必要な範囲内に限定されていると考えるのは不可能であることを意味しない。」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 415 頁脚注 1

正「'ratione personae'」

誤「'ratione peronae'」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 415 頁段落 245 1 行目

正「比較衡量」

誤「比較考量」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 416 頁脚注 1

正 「'ratione personae」

誤 「'ratione peronae」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 424 頁段落 300 下から 3 行目

正 「沈黙している」

誤 「何もかいておらず、」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 426 頁段落 311 最終行

正 「自律性」

誤 「自立性」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 426 頁段落 314 1 行目

正 「第 10 条(1)」

誤 「第 10 条(19)」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 426 頁段落 314 2 行目

正 「自律性」

誤 「自立性」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 428 頁段落 314 1 行目

正 「提案」

誤 「天安」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 432 頁原注 34 2 行目

正 「機関」

誤 「期間」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 433 頁原注 48

正 「See the case-law cited in footnote 27 of this Opinion.」

誤 「See, in particular, judgments of 6 November 2008, Parliament v Council (C 155/07, EU:C:2008:605, paragraphs 76 to 79), and of 19 July 2012, Parliament v Council (C 130/10, EU:C:2012:472, paragraphs 45 to 49).」

法と情報雑誌 2 巻 5 号 433 頁原注 56 2 行目

正 「考慮に入れる」

誤 「検討する」

法と情報雑誌 2 巻 6 号第 2 分冊表紙

正 「EESC 意見書(Opinion 5/2017) [参考訳]」

誤 「EDPS 意見書(Opinion 5/2017) [参考訳]」

法と情報雑誌 2 巻 6 号 94 頁 改正文の 2 行目

正 「不備の結果として」

誤 「欠乏の結果として」

法と情報雑誌 2 巻 6 号 94 頁 改正文の 6 行目

正 「国内の治安に対する重大な脅威を構成する限り」

- 誤 「域内の治安に対する重大な脅威を構成する限りにおいて」
法と情報雑誌 2 巻 6 号 220 頁 18 行目
正 「X が干渉できる」
誤 「Y が干渉できる」
- 法と情報雑誌 2 巻 6 号 220 頁 22 行目
正 「Y は、X に対して」
誤 「依然として、Y は、X に対して」
- 法と情報雑誌 2 巻 8 号 141 頁 第 4 条(1)(b)
正 機器または相互接続された機器もしくは関連機器のグループであって
誤 相互接続された装置もしくは関連機器または一群のそれらであって
- 法と情報雑誌 2 巻 8 号 162 頁別紙 II の表 6
正 「飲料水の供給及び販売」
誤 「飲料水」
- 法と情報雑誌 2 巻 8 号 162 頁別紙 II の表 6
正 「重要なサービスを構成しないと判断される場合」
誤 「重要なサービスを構成しない場合」
- 法と情報雑誌 2 巻 9 号第 1 分冊 33 頁 前文(22)
正 「第 290 条」
誤 「第 290 条尾」
- 法と情報雑誌 2 巻 9 号第 1 分冊 34 頁 第 1 条標題
正 「対象事項」
誤 「対称事項」
- 法と情報雑誌 2 巻 9 号第 3 分冊 453 頁 第 7 条第 2 副項
正 「アクセス」
誤 「悪 K セス」
- 法と情報雑誌 2 巻 9 号第 3 分冊 453 頁 第 8 条第 1 副項
末尾に続けて、次の文を付加する。
「この条件に反する e-Curia の使用は、関係するアカウントの非アクティブ化を帰結し得る。」
- 法と情報雑誌 2 巻 9 号第 3 分冊 453 頁 第 8 条第 3 副項
正 「彼らのアクセスアカウントが使用されることを」
誤 「彼らのアクセスアカウントが濫用等によって使用されることを」
- 法と情報雑誌 2 巻 10 号第 2 分冊 164 頁 前文(65)
正 「ソフトウェアコードまたはサーバのような」
誤 「ソフトウェアコードまたはサービスのよう」
- 法と情報雑誌 2 巻 10 号第 2 分冊 193 頁 別紙 I(a)

正 「発行されたことの表示」

誤 「発効されたことの表示」

法と情報雑誌 2 巻 10 号第 2 分冊 170 頁 第 6 条第 1 項第 1 副項(c)

正 「公的部門の祖(s)き」

誤 「公的部門の組織」

法と情報雑誌 2 巻 10 号第 2 分冊 178 頁 第 19 条第 2 項

正 「いかなる場合においても」

誤 「いかなり場合においても」

法と情報雑誌 2 巻 10 号第 2 分冊 262 頁 「authoritative source」の説明, 263 頁前文(5), 266 頁定義(1)

正 「確認情報源」

誤 「根拠情報源」

法と情報雑誌 2 巻 10 号第 2 分冊 269 頁 2.1.2 レベル高の 2 の枠内

正 「生体」

誤 「生態」

法と情報雑誌 2 巻 10 号第 2 分冊 289 頁 第 9 条第 1 副項(b)(ii)の末尾を改行した上で、以下の第 2 副項を追加

「本条は、非財産的損害に関する国内法の適用を妨げない。」

法と情報雑誌 2 巻 11 号 20 頁 第 6 条第 1 項

正 彼女

誤 漢書

法と情報雑誌 2 巻 11 号 37 頁 第 3 条第 1 項

正 指令 96/9/EC 第 5 条及び第 7 条、指令 2001/29/EC の第 2 条、第 3 条及び第 4 条、指令 2006/115/EC 第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項

誤 指令 96/9/EC 第 5 条及び第 7 条、指令 2006/115/EC 第 8 条第 2 項及び第 3 項

法と情報雑誌 2 巻 11 号 39 頁 第 6 条第 1 項

正 規則(EU) 2017/1563 の第 3 条及び第 4 条に示す活動

誤 規則(EU) 2017/1563 に示す活動

法と情報雑誌 2 巻 11 号 157 頁 禁止化学物質の記載

正 過塩素酸ナトリウム

誤 課塩素酸ナトリウム

法と情報雑誌 2 巻 11 号 175 頁 本文下から 2 行目

正 安全な欧州連合進捗状況報告書

誤 善政な欧州連合進捗状況報告書